

一、本會は、労働者の福利を促進し、労働条件の改善を期すこと、
 二、労働者の教育を奨励し、その知識技能を向上せしむこと、
 三、労働者の健康を維持し、その生活水準を向上せしむこと、
 四、労働者の権利を擁護し、その利益を代表すること、
 五、労働者の意見を労働主と交渉し、その解決を図ること、
 六、労働者の団結を促進し、その力を統一すること、
 七、労働者の生活安定を期すこと、
 八、労働者の職業安定を期すこと、
 九、労働者の社会地位を向上せしむこと、
 十、労働者の国際的連帯を促進すること。

貸付及び投資の内外の別を以てするに於ては、
 接交渉の目標を失はざるに留意し、同一の内心極度の
 解決を要望し、所轄署特高係員に對し、之を斡旋す
 懇願するに至り、以て二十五年一月二日、両者同
 斡旋の結果、幾多の曲折を経て、二十五年一月二日、
 同議の解決あり。

要本事項 一、二回開催あり、左の通り、給料制定あり
 の説明あり

一、西川狂峯、四月十五日、五月十五日、
 柳若原、五月五日、五月九日、第六